

議案第 72 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

子育て部分休暇を導入することに伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第3項中「による部分休業の承認」の次に「又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第30条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1） 当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合

（2） 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合

（3） 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

（4） 当該職員の子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で

行うものとする。

- 4 教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 5 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、別記様式第12号により行うものとする。
- 6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の2の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 8 教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (4) 子育て部分休暇（条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。）。
- 9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、別記様式第13号により教育委員会に届け

出なければならない。

第 30 条の 3 第 2 項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

別記様式第 11 号の次に 2 様式を加える。

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(教育委員会) 宛		申 請 者	所 属		
			職務名		
			氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。					
1 申請に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日		年 月 日		
2 申 請 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分から 午後 時 時 分まで	
3 備 考					

養育状況変更届

年 月 日 提出

（教育委員会）

宛

所 属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。

1 届 出 の 事 由

☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。

☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他（ ）

☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。

☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。

☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。

☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

☐ その他（ ）

2 届出事由が発生した日

年 月 日

（注）該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 子育て部分休暇の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の子育て部分休暇に関し必要な行為は、同日前においても改正後の第30条の2の2の規定の例により行うことができる。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

(介護時間) 第30条の2 略 2 略 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業の承認又は条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略 （子育て部分休暇） 第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 （1） 当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 （2） 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 （3） 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 （4） 当該職員の子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認、条例第17条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当	(介護時間) 第30条の2 略 2 略 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条の規定による部分休業の承認 _____を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4～7 略
---	---

<u>該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 4 <u>教育委員会は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。</u> 5 <u>子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第12号により行うものとする。</u> 6 <u>教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の2の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</u> 7 <u>子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。</u> 8 <u>教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。</u> (1) <u>子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。</u> (2) <u>子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u> (3) <u>子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。</u> (4) <u>子育て部分休暇（条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき（当該子が満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。）。</u> 9 <u>職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第13号により教育委員会に届け出なければならない。</u> (組合休暇) 第30条の3 略 2 <u>教育委員会</u>は、組合休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認で	(組合休暇) 第30条の3 略 2 <u>任命権者</u>は、組合休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認で
--	--

きる証明書等の提出を求めることができる。

きる証明書等の提出を求めることができる。